

低入札調査基準価格の算定基準

調査価格の算定基準は、請負契約の種類ごとに次に定めるところによるものとする。

1. 工事の請負契約の場合

調査価格は、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に、100分の110を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合を、予定価格に乗じて得た額とする。

ただし、当該割合が10分の9.2を超える場合にあっては10分の9.2を、10分の7.5に満たない場合にあっては10分の7.5を、予定価格に乗じて得た額とする。

- ① 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- ② 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- ③ 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- ④ 一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額

2. 測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償コンサルタント業務（以下「建設コンサルタント業務等」という。）に係る契約の場合

調査価格は、次の表の業種区分欄に掲げる業務の種類ごとに、予定価格算出の基礎となった同表①から④までに掲げる額の合計額に、100分の110を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合を、予定価格に乗じて得た額とする。

ただし、測量業務に係る契約については、当該割合が10分の8.2を超える場合にあっては10分の8.2を、10分の6に満たない場合にあっては10分の6を、建設コンサルタント業務及び補償コンサルタント業務に係る契約については、当該割合が10分の8を超える場合にあっては10分の8を、10分の6に満たない場合にあっては10分の6を、地質調査業務に係る契約については、当該割合が10分の8.5を超える場合にあっては10分の8.5を、3分の2に満たない場合にあっては3分の2を、予定価格に乗じて得た額とする。

業種区分	①	②	③	④
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額	—
建築関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額
土木関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の4.8を乗じて得た額
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額	解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額	諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額
補償関係コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の4.5を乗じて得た額

3. 1. 及び 2. を除くその他の請負契約（以下「その他契約」という。）の場合

予定価格に 10 分の 6 を乗じて得た額